

1 新たに埼玉県指定文化財に指定するもの

(1) 秩父川瀬祭の川瀬と屋台の行事

(民俗文化財・無形民俗文化財)

秩父市

- ・秩父川瀬祭の川瀬と屋台の行事は、荒川上流から中流域にかけて、また荒川支流でも行われている「川瀬祭り」「川瀬行事」等と呼ばれる行事の一つである。
- ・秩父市番場町に鎮座する秩父神社の摂社である日御碕神社ひのみさきの例大祭であり、地元では「お祇園」と呼ばれ、秩父神社の神輿ぎおんが川入りする神輿洗い行事が行われ、付け祭として屋台・笠鉾かさぼこの曳き回しが行われる。
- ・現在は、毎年7月19日頃に町会ごとに若衆が荒川で水を汲み、地域を清めるお水取り行事が行われる。20日午後には神輿の荒川への渡御とぎよが行われ、氏子の17町から選ばれた神輿担ぎに担がれた神輿が川に入って神輿をもみ、水を掛けて清める神輿洗いを行う。19日、20日ともに付け祭として、屋台4基、笠鉾4基が市中を曳き回される。冬の秩父祭が大人の祭りとされるのに対して、子供の祭りと言われており、特に屋台囃子ぼやしや曳き子は、子供たちが中心的役割を担っている。
- ・本件は、地域の災厄防除・悪疫退散を祈願する祇園系の夏祭りの系譜に連なる祓いの行事の一つであり、民俗的要素を豊富に伝えている。また、屋台囃子や笠鉾・屋台の囃子手と曳き子を子供たちが中心となって担っている点も、祇園系の夏祭りの地域への定着の在り方を示すものとして特色がある。地域の基盤的な生活文化の特色を示すもので典型的なものとして価値が高い。



子供が囃子手を務める



番場町のお水取り行事

(2) ^{ちちぶさわらこっかくかせき}チチブサワラ骨格化石（記念物・天然記念物）

長瀬町

- ・秩父郡小鹿野町般若の新生代新第三紀中新世（約 1550 万年前）の古秩父湾堆積層から産出した県立自然の博物館が所蔵する大型魚類の骨格化石である。
- ・保存状態が良好で、頭蓋骨や^{えらぶた}鰓蓋周辺の骨や肋骨、脊椎骨の一部が産出しており、産出部位から推定される全長は約 2 m である。
- ・1994 年に、本標本をホロタイプとして、サバ目サバ亜目サバ科サワラ族サワラ属の新種 *Scomberomorus chichibu*（和名：チチブサワラ）として記載された。ホロタイプは種の同定の基準となる世界で唯一の標本のことで、県内に所在する唯一の県産硬骨魚類化石のホロタイプであり、埼玉県産出魚類化石の中で代表的存在である。
- ・サワラの仲間の化石は産出例が少なく、化石標本のほとんどが断片的なものであるが、本標本は頭の骨を中心に比較的多くの骨を残し、当時のサワラ族の姿を知るために重要であり、その起源や進化を解き明かすために重要な標本である。
- ・日本列島形成時の地殻変動と当時の古環境を物語る古秩父湾堆積層から産出したチチブサワラは、古秩父湾の生物相が多様であったこと示す化石であり、当時の古生態や古環境を知る上で重要であり、地域の地形・地質の成り立ちを知ることができることから、学術的価値が高い。



チチブサワラ骨格化石

2 埼玉県指定文化財の指定解除とするもの

(1) 萬松寺のシイ（記念物・天然記念物）

東松山市

- ・昭和 10 年 3 月 31 日に指定された樹齢約 500 年とされるスダジイの古木である。昭和 58 年時には幹周り 5.7m、樹高 9m を誇った。当初は同敷地内の 2 本が指定されていたが、平成 12 年に 1 本が枯死したことから平成 13 年 3 月 16 日に一部指定解除された。
- ・残った 1 本に令和元年 12 月 31 日に線香の火が移り延焼、枯死したことにより文化財としての価値を失った。



萬松寺のシイ